

江戸川区立又は国公立小学校・中学校給食費の助成に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、江戸川区に住所を有し、江戸川区立又は国公立小学校・中学校に在学する児童・生徒（以下「児童生徒」という。）の学校給食費の一部を公費で助成することにより、保護者の負担軽減を図り、もって子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 学校給食費 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項により保護者が負担する学校給食に要する経費をいう。

二 保護者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。

(公費助成額)

第三条 学校給食費の公費助成額は、児童生徒一人当たり月額二千円（一食当たりの場合は一食百二十円）とし、年額二万二千円を上限とする。

(支給の対象者)

第四条 公費で助成する対象となる者は、児童生徒の保護者とする。ただし、生活保護世帯及びこれに準ずる世帯として江戸川区教育委員会が認定した世帯を

除く。

（請求及び受領）

第五条 第三条に定める金額の請求及び受領は、当該学校に在学する児童生徒の保護者の委任により、学校長が一括して行うものとする。

2 受領後は、給食会計へ繰り入れ、学校給食費収支決算報告書にその旨、明記するものとする。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、江戸川区規則で別に定める。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区に住所を有し、江戸川区立又は国公立小学校・中学校に在学する児童・生徒の学校給食費の一部を助成することにより、保護者の負担を軽減し、子

育て支援及び教育の充実を図る必要があるもので、本案を提出いたします。